

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年 6 月 1 9 日

東郷町地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
東郷町地域生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 目的</p> <p>全国的に少子高齢化が進んでいることから、本町においても運転免許証の返納者は増加することが予想されるが、本町には鉄道駅がなく、自動車交通に依存する交通特性となっている。</p> <p>このような中、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とするまちづくり「セントラル開発」において、まちに不足する大型商業施設や本町の交通結節点となるバスターミナルを整備することで、町民が歩いて暮らせるコンパクトシティを目指したまちづくりを進めている。このことから、本町では、令和 3 年 4 月に本町のコミュニティバスであるじゅんかい君の路線再編を行い、全路線、ららぽーと愛知東郷を発着点とした。これにより、南西コースにおいては、公共交通機関を利用して町北東部及び近隣市の鉄道駅にアクセスすることが可能となった。</p> <p>本計画は、町南西部の町民の公共交通における移動を円滑にするとともに外出機会の創出を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 必要性</p> <p>南西コースは、ららぽーと愛知東郷を始め、東郷町役場前やいこまい館など主要施設で地域間幹線バスである北コースに接続しており、日進駅へのアクセスが可能である。また、ららぽーと愛知東郷バス停や三ツ池バス停等の利用が多く、町民の通院や買い物等、南西コースは生活路線としての役割を担っているので、地域公共交通確保維持事業により南西コースを確保・維持することで住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>東郷町地域公共交通計画では、令和 8 年度のじゅんかい君全路線の必達目標値を 15 万人／年、努力目標値を令和元年度の利用者数（184,684 人／年）としている。令和 4 年度（2022 年 4 月から 2023 年 3 月まで）の利用者数が 170,558 人／年であり、必達目標値を達成していることから、本計画では努力目標値を目標とする。そのうち、じゅんかい君南西コースの利用</p>

<p>者数が24,988人/年のため、全路線の目標値を各路線及び年度毎に按分した以下の数値を目標とした。</p> <p>令和6年度目標 目標利用者 25,678人  令和7年度目標 目標利用者 26,368人  令和8年度目標 目標利用者 27,058人  (東郷町地域公共交通計画 56頁参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>じゅんかい君南西コースを運行・維持し、地域間幹線系統であるじゅんかい君北コースに接続するとともに、ららぽーと愛知東郷に近接するバスターミナルを発着点とすることで、町南西部の住民の町内外のアクセス利便性の向上を図ることができる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入者における公共交通情報の提供 (東郷町)</li> <li>・ 出前講座 (バスの乗り方教室等) の開催 (東郷町地域公共交通会議、住民、交通事業者)</li> <li>・ こどもエコぱんぱくにおけるコミュニティバスの啓発 (東郷町、住民)</li> <li>・ 商業事業者等と連携したバスの利用促進 (東郷町、沿線自治体、交通事業者、商業事業者)</li> <li>・ 町ホームページにおける情報の充実 (東郷町)</li> <li>・ 町広報誌、SNSを通じた利用促進 (東郷町)</li> <li>・ 周辺市と連携した公共交通の利用促進 (東郷町、近隣自治体、東郷町地域公共交通会議、交通事業者)</li> <li>・ 地域公共交通計画中間評価で実施する実態調査 (コミュニティバス、デマンドタクシー等) やバス乗降カウントシステムによる利用状況の分析 (東郷町、東郷町地域公共交通会議、住民、交通事業者)</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領「表1」を添付  なお、運行事業者については、公募型プロポーザル方式により決定した (運行期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで (運行期間以降も同様に選定))。  また、表1の他、時刻表 (資料1)、路線図 (資料2)、地域間幹線との接続地点 (資料3) を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>東郷町から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>瀬戸自動車運送株式会社</p>

7. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
該当なし。
8. 別表1の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 表5の他、人口集中地区以外の地区の分かる資料（資料5）
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
じゅんかい君に充当しているバス車両は、車齢約10年かつ50万km以上を運行した車両であり、故障も頻発し運行に支障が生じている状況であることから、安定かつ快適な輸送を確保するため、車両を1台更新する必要がある（令和7年1月更新予定）。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
じゅんかい君の高額修理（30万円以上/件）にかかる費用を9,637,364円（令和3年4月から令和4年3月までの実績）から半分以下に減少させる。
(2) 事業の効果
新型車両の導入によりじゅんかい君（南西コース）を維持することができ、東郷町南西部の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、燃費の改善や車両故障の減少、乗り心地の改善等が期待でき、安定か

つ快適な輸送サービスの提供が可能となる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」を添付
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
1. 収支改善計画の記載事項について (1) 車両の代替による費用削減等の内容 東郷町が運行事業者に車両を無償貸与するため、運行事業者の車両導入コストが軽減される。 また、代替車両の導入により、車両の修理費用が軽減される。 (2) 代替車両を活用した利用促進策 ア バスの乗り方教室、町イベント等での代替車両の活用 イ 住民、利用者等からのニーズに合わせた運行ダイヤ等の見直し検討 ウ 車体へのラッピングの実施による公共交通への愛着醸成
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし。
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし。
20. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和4年5月23日（第1回） ア 令和3年度事業報告及び歳入歳出決算報告について協議 イ 生活交通確保維持改善計画（案）について協議 ウ 地域公共交通計画の評価等結果（案）について協議 (2) 令和4年12月16日（第2回） ア 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について協議 イ 令和5年度東郷町地域公共交通計画に関する事業計画について協議

- ウ 令和5年度東郷町地域公共交通会議予算について協議
- (3) 令和5年6月19日(第1回)
  - ア 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算報告について協議
  - イ 令和5年度歳入歳出予算の補正について協議
  - ウ 生活交通確保維持改善計画(案)について協議
  - エ 地域公共交通計画の評価等結果(案)について協議

## 21. 利用者等の意見の反映状況

例年、地域公共交通会議にて協議会メンバーの構成員である町民又は利用者の代表の方々から利用者視点での意見を収集し、本計画へ反映している。

平成29年11月に巡回バス等実態調査を実施し、次期再編に向けての課題を整理し、平成30年3月に実態調査の報告書として取りまとめた。

巡回バス等実態調査では、バスの便数や鉄道駅、バス停での乗り継ぎに対して満足していない意見の割合が高く、改善を求める声が多く寄せられた。平成30年度においては、このような本町の現状に対応した新たな公共交通ネットワークを構築するため、網形成計画の目標である「公共交通が暮らしになじみ気軽に出かけたくなるまち」の実現に向け、再編案を作成し、平成31年3月に報告書として取りまとめた。

この再編案を具体化し、路線案を令和元年10月に地域公共交通会議、11月にタウンミーティングで町民に提示し、意見をいただき反映。反映後の路線案について、令和2年4月の地域公共交通会議で審議した。

令和2年度においては、東郷町地域公共交通計画を策定し、本計画の交通将来像である「公共交通が暮らしとともにある 安心して住み続けられるまち」を目指してバスターミナルを発着点とした再編路線を令和3年4月から運行開始した。この再編に伴い、町民の皆様からいただいたご意見をもとに、利便性向上のため、バスターミナル(ららぽーと愛知東郷バス停)の待合環境を整備(ベンチ2基設置)し、令和3年10月1日及び令和5年4月1日より南西コースのダイヤの一部を変更した。

## 22. 協議会メンバーの構成員

町民又は利用者の代表	諸輪地区代表、祐福寺地区代表、白土地地区代表、和合ヶ丘地区代表、御岳地区代表
学識経験を有する者	名城大学工学部社会基盤デザイン工学科教授
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名鉄バス(株)運輸本部地域交通部地域交通課首席交通企画官 公益社団法人愛知県バス協会専務理事 瀬戸自動車運送(株)取締役
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名古屋タクシー協会専務理事
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事

国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席 運輸企画専門官
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長 愛知県尾張建設事務所維持管理課長 愛知県愛知警察署警部
東郷町長又は東郷町職員	東郷町健康福祉部長 東郷町都市環境部長
関係市区町村	日進市生活安全部防災交通課移動政策室 長 みよし市都市建設部都市計画課長 豊明市行政経営部企画政策課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県愛知郡東郷町大字春木字  
羽根穴1番地

(所 属) 東郷町 総務部  
地域安心課

(氏 名) 富田・與語

(電 話) 0561-56-0727

(e-mail) tgo-chiiki@town.aichi-togo.lg.jp